



豊監公表第2号

令和3年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和6年（2024年）1月29日

豊中市監査委員	岸	本	康	孝
同	清	水	聖	子
同	石	原	準	司
同	中	岡	裕	晶

令和5年(2023年) 1月11日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和3年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和4年1月31日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
都市活力部 魅力文化創造課	豊中市事務決裁規程第9条第6号の規定により市長の決裁を受けて改正すべき「豊中市地域の文化・芸術活動助成金交付要綱」及び「伝統芸能館利用料金減免基準」が、同規程別表11(1)の規定を適用して部長専決で改正されていた。	指摘を受け「豊中市地域の文化・芸術活動助成金交付要綱」及び「伝統芸能館利用料金減免基準」につき、改めて豊中市事務決裁規程第9条第6号の規定により市長の決裁を受けました。 また魅力文化創造課はもとより都市活力部内で情報を共有し、再発防止に努めました。